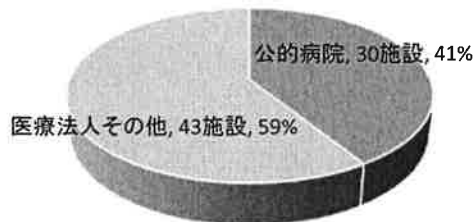


「看護チームにおける看護師・准看護師・看護補助者の業務のあり方、体制等の実態」

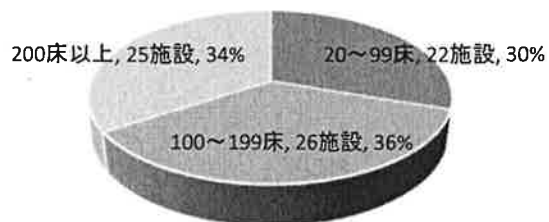
- 1 目的 ガイドラインの周知状況や実際の業務のあり方、体制等の現状を明らかにし、課題を抽出する。
- 2 対象者 看護師・准看護師・看護補助者が協働している青森県内の95病院の看護管理者
- 3 調査期間 令和2年8月下旬～10月
- 4 アンケート結果 回収率 77% (配布数 95枚 回収数 73枚)

I 施設の概要

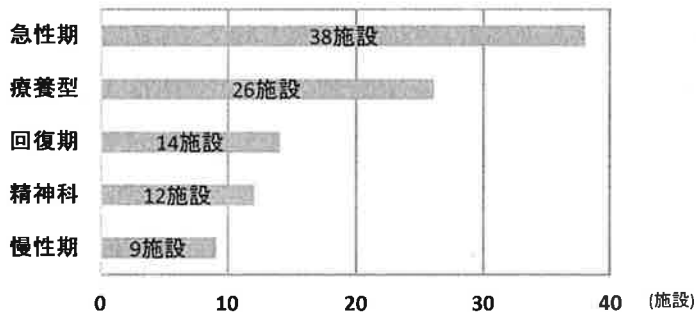
問1 設置主体



問2 病床数



問3 施設の機能(複数回答) n=73



問4 看護職の数

人数	病床数	施設数		
		①20～99床	②100～199床	③200床以上
看護師・保健師	4～49	18	10	1
	50～199	4	16	11
	200以上	-	-	13
	無回答	-	-	-
准看護師	0	1	-	2
	1～8	13	9	9
	9以上	8	17	13
	無回答	-	-	1
看護補助者	2～25	21	20	4
	26以上	-	5	21
	無回答	1	1	-

Iについて

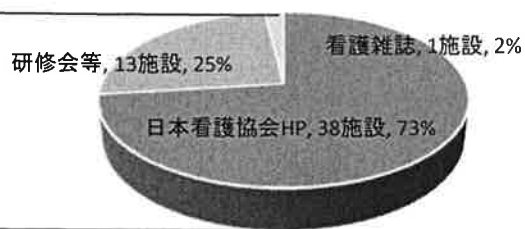
- ① 准看護師が勤務しているとの回答が69施設(95%)であった。
- ② 看護補助者は、無回答(2施設)を除いた施設すべてで勤務をしていた。また26人以上勤務しているが26施設(36%)であった。
- ③ 多くの施設では、看護師・准看護師・看護補助者が協働していることがわかった。

II ガイドラインについて

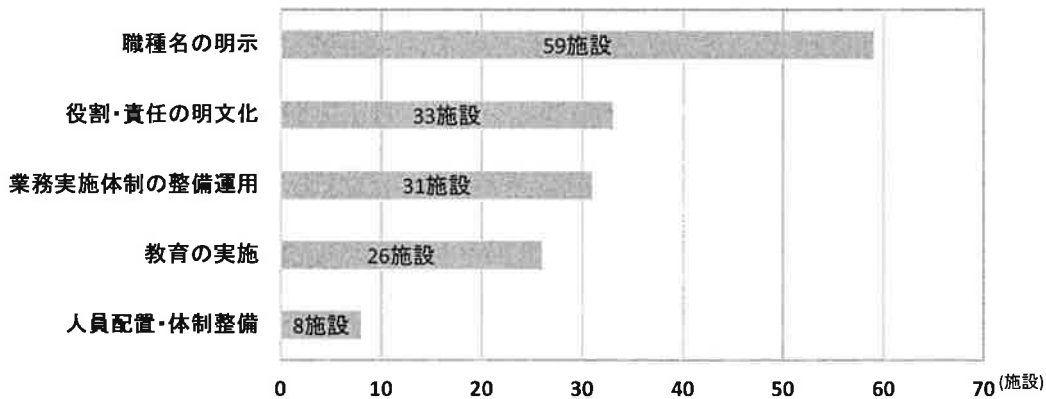
問1 ガイドラインを知っているか



問2 ガイドラインを知った方法
(問1ではいと回答した52施設)



問3 ガイドラインで活用できた内容(複数回答) n=73



IIについて

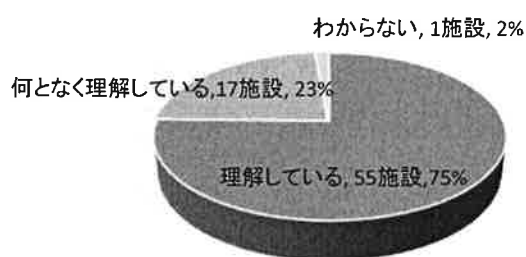
- ① ガイドラインを知らないと回答した施設が21施設(29%)であった。21施設のうち199床以下の18施設がガイドラインを知らなかった。
- ② ガイドラインを知った方法は、日本看護協会ホームページ・研修会等であった。
- ③ ガイドラインで活用できた内容は、職種名の明示、役割責任の明文化、業務実施体制の整備運用の順が占めた。

III 看護師・准看護師・看護補助者の位置付け

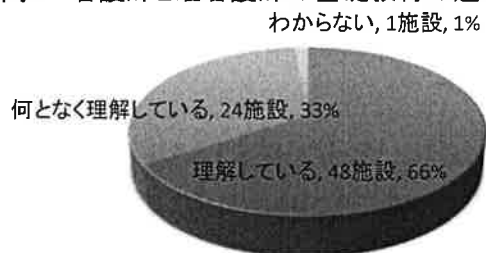
問1 役割と責任を明文化しているか



問2 厚労省からの通知内容を理解しているか



問3 看護師と准看護師の基礎教育の違いを知っているか

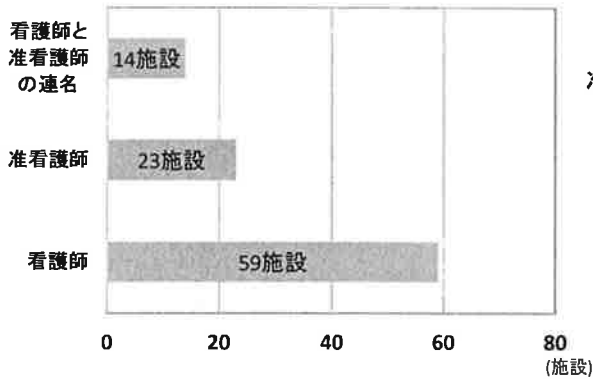


IIIについて

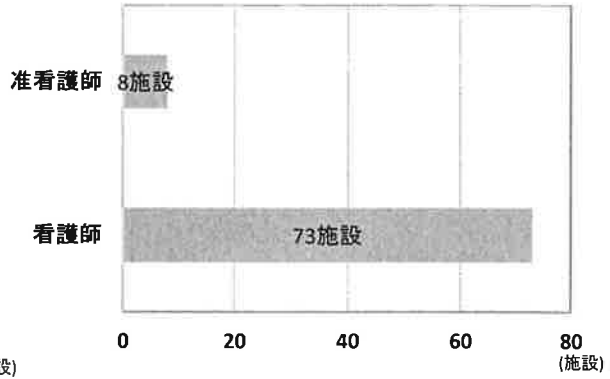
- ① 看護師・准看護師の業を、法令に基づいて、役割と責任を明文化している施設が81%、していない施設が18%であった。
- ② 看護補助者の業務について厚労省からの通達内容を理解していない、看護師・准看護師の基礎教育の違いがわからないが1施設みられた。

IV 看護チームにおける業務のあり方について

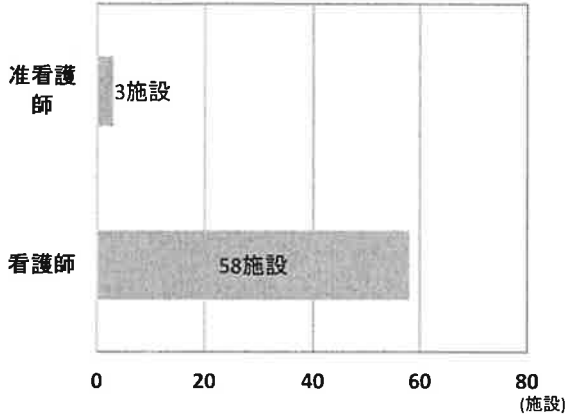
問1 看護計画の立案(複数回答) n=73



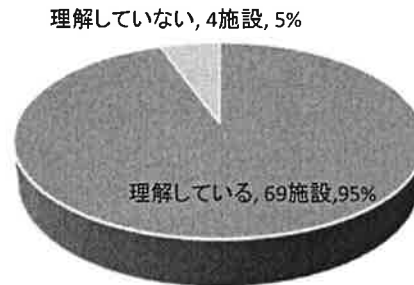
問2 実地指導者(複数回答) n=73



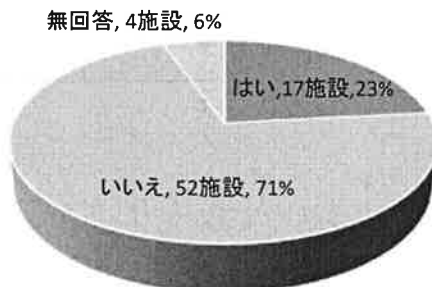
問3 学生の実習指導(複数回答) n=73



問4 看護補助者の業務範囲は「療養上の世話や診療の補助」に該当しない看護補助業務だと理解しているか



問5 看護補助者業務で判断に困ったものがある



問6 判断に困った業務内容

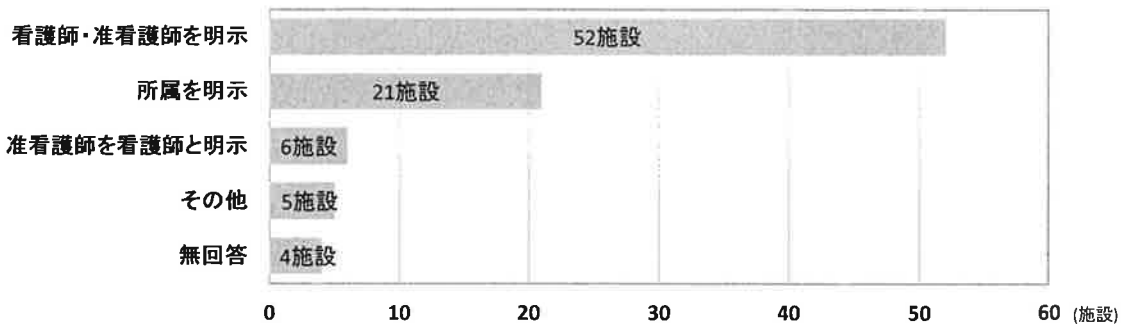
- ・ 看護師と一緒に実施する業務と看護補助者だけで実施可能な業務の選択
- ・ 食事介助、入浴・シャワー介助、投薬、オムツ交換、髭剃り、爪切り
- ・ 事務的業務と周辺業務か迷うことがある
- ・ エンゼルケアを看護師と共に行ってよいのか
- ・ 看護補助者同士で行うケア、特に夜勤等での人手が不足している時は、委譲している
- ・ 感染が関連する物
- ・ 喀痰吸引行為、重症者の体位変換等
- ・ CVカテーテル挿入患者の入浴介助、皮膚科処置での創部軟膏の除去
- ・ 療養上の世話であるかどうかの判断に、看護師の認識の違いがある

IVについて

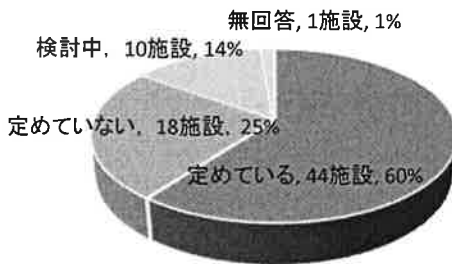
- ① 看護計画の立案、実地指導者、学生の実習指導者を准看護師が実施している施設があった。
- ② 看護補助者の業務範囲は、「療養上の世話や診療の補助」に該当しない看護補助業務であることを理解していないが、4施設あった。
- ③ 看護補助者への業務内容で判断に困った施設は、17施設(23%)であった。どこまでの業務を看護補助者に任せてよいのか判断が難しいこと、専門的な判断を要しない業務が何か理解していないことが考えられる。

V 看護師と准看護師が協働する上で必要な体制整備について

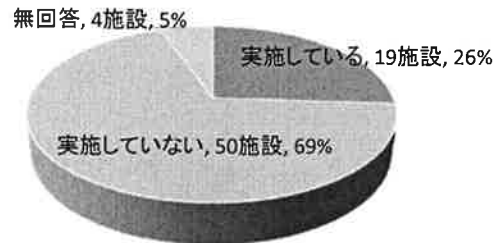
問1 ネームプレートの資格名称をどのように明示しているか(複数回答) n=73



問2 看護師・准看護師の業務基準を定めているか



問3 看護師・准看護師を対象に法令や通知等自施設の規定等の研修をしているか



Vについて

- ① 資格名称の明示は、52施設では、看護師・准看護師と明示していたが、准看護師を看護師との明示が6施設あった。
- ② 看護師、准看護師の業務基準を定めていない、また検討中が28施設(38%)であった。
- ③ 看護師・准看護師対象に法令、通知、自施設の規定等研修を実施していないが50施設(69%)あった。

VI 看護職と看護補助者が協働する上で必要な体制整備について

問1 看護補助者の業務基準を定めているか



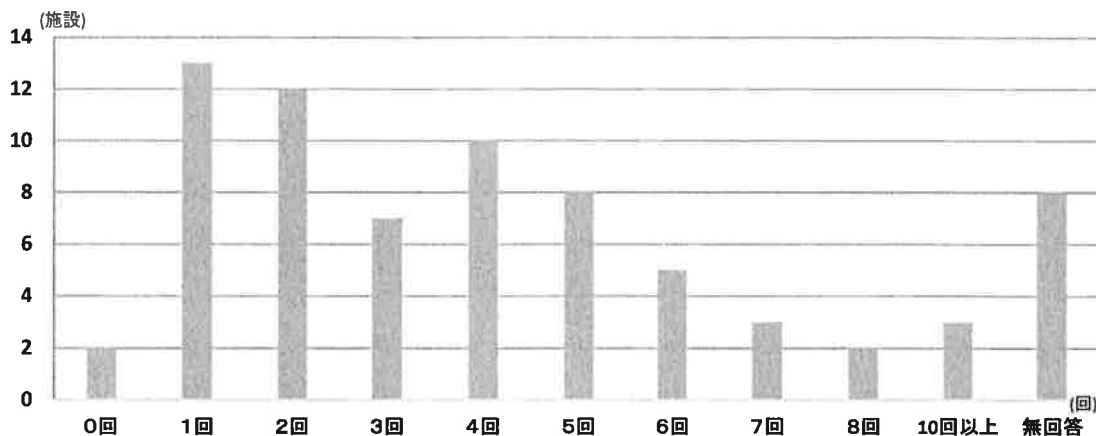
問2 年1回以上の業務内容・範囲の見直し



問3 看護補助者の協働について看護職に教育・研修を実施しているか



問4 令和元年度、看護補助者研修を実施した回数



問5 実施した看護補助者研修の内容(複数回答) n=73



その他

- ・ 守秘義務、個人情報保護
- ・ 接遇マナー
- ・ 倫理研修
- ・ ハラスメント
- ・ 認知症患者対応、身体拘束、転倒転落、環境整備
- ・ 褥瘡予防対策、スキンケア、口腔ケア、移乗の仕方
- ・ 看護者としての心得、働き方
- ・ 防災

VIについて

- ① 看護補助者の業務基準を定めていない、また検討中が8施設(11%)で多くの施設では、定められていた。
- ② 年1回以上の業務内容等の見直しを実施しているが49施設・隔年等にて実施しているが5施設であった。無回答が16施設であり、補助者加算を取得していないためかは不明である。
- ③ 看護補助者の協働について看護職に教育、研修をしていない施設が約半数であった。
- ④ 看護補助者研修を約86%の施設が実施していた。診療報酬上での要件にもなっているが、回数としては、年1回、2回、4回の開催が多かった。中には、年6回以上開催している施設も13施設であった。
- ⑤ 看護補助者研修の内容としては、医療安全・感染対策、看護補助業務の具体的な実施方法、看護補助者の役割・業務内容等について実施されていた。その他の内容は、施設独自のものや患者状況等によって実施されていた。

まとめ

今回、青森県内95病院を対象に調査を実施した。結果、多くの施設において、看護師・准看護師・看護補助者が看護チームとして協働していることがわかった。ガイドラインを知らない、看護師・准看護師・看護補助者の業務基準を定めていない施設もあり、安全で効果的な看護を提供するためには、今回の調査をきっかけに自施設で取り組む必要がある。

看護補助者への業務で判断に困った内容として、診療の補助業務の一部を実施している等、現場の状況を把握することができた。厚生労働省からの通知内容等を正しく理解し、原則として療養生活上の世話(食事・清潔・排泄・入浴・移動等)、病室内の環境整備やベッドメイキングの他、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務を行うこととなっている。上記の内容を踏まえ、自施設における看護補助者の業務基準・業務範囲等を定めていくことが求められる。

2019年に日本看護協会から「看護チームにおける看護師・准看護師・及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン」が公表されてから、周知活動、研修の開催等を実施してきた。今回の調査結果から、更にガイドライン普及のための事業を継続していく必要がある。